

資料編

- 目 次 -

資料 1	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法：議員立法)の概要（平成 21 年制定、平成 30 年 6 月改正）について	1
資料 2	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更について(概要)	2
資料 3	平成 25 年度の海岸調査と重点区域海岸の設定	3
表	島ごとの現存量調査からの海岸漂着物推計量（平成 25 年度）	3
表	重点区域海岸の設定条件（平成 25 年度）	4
図	重点区域海岸設定の作業フロー（平成 25 年度）	4
表	島ごとの評価（平成 25 年度）	5
表	事前調査及び重点区域海岸の抽出における島別及び海岸別の内訳（平成 25 年度）	6
資料 4	令和 6 年度の海岸調査と重点区域海岸の設定	7
表	重点区域海岸の設定条件（令和 6 年度）	7
図	重点区域海岸設定の作業フロー（令和 6 年度）	7
表	事前調査及び重点区域海岸の設定における島別及び海岸別の内訳（令和 6 年度）	8
資料 5	重点区域海岸の一覧表	9
資料 6	個票 重点区域海岸の概要	11

資料 1 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法：議員立法)の概要（平成 21 年制定、平成 30 年 6 月改正）について

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法：議員立法)の概要（平成21年制定、平成30年6月改正）

目的 海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図る。

基本理念 ○総合的な海岸環境の保全・再生 ○責任の明確化と円滑な処理の推進 ○3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 ○海洋環境の保全(マイクロプラスチック対策含む) ○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ○国際協力の推進

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針

都道府県の地域計画(海岸漂着物対策推進協議会)

海岸漂着物等の円滑な処理

(1)処理の責任等

- ①海岸管理者は、海岸漂着物等(漂流ごみ・海底ごみを除く)の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- ②海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
- ③市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。等

(2)地域外からの海岸漂着物への対応

- ①都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
- ②環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあつせんを行うことができる。
- ③外務大臣は、国外からの海岸漂着物により地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ外交上適切に対応する。等

(3)漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進

国及び地方公共団体は、地域住民の生活・経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。



海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、①発生状況・発生原因に係る定期的な調査、②市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置
③土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導に努める。

マイクロプラスチック対策

- ①事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない。
- ②政府は、最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民間団体等との連携の強化・表彰

環境教育・普及啓発等

調査研究等

国際的な連携の確保・国際協力の推進

財政上の措置

- ①政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ②政府は、離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

資料 2 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更について(概要)



資料 3 平成 25 年度の海岸調査と重点区域海岸の設定

表 島ごとの現存量調査からの海岸漂着物推計量（平成 25 年度）

島名	海岸漂着物量		内訳			
			自然系		人工系	
	(m ³)	(t)	(m ³)	(t)	(m ³)	(t)
	[1]	[2]	[1-1]	[1-2]	[1-3]	[1-4]
賀島	28.11	4.49	8.87	1.60	19.24	2.89
媒島	0.62	0.10	0.21	0.04	0.41	0.06
嫁島	5.26	0.85	1.89	0.34	3.37	0.51
弟島	4.4	0.74	2.43	0.44	1.97	0.3
兄島	27.3	4.28	6.09	1.10	21.21	3.18
父島	51.57	8.86	37.57	6.76	14	2.1
母島	44.4	7.23	19.08	3.43	25.32	3.8
総計	161.66	26.55	76.14	13.71	85.52	12.84

【算出方法】

[1]: 海岸毎の海岸漂着物量 (m³) =[a]単位面積あたりの海岸漂着物容量 (L) × [b]海岸面積 (m²) × [c]単位換算 (1000L → 1 m³)

※[a]現存量調査から把握

[1-1]: 現存量調査で得られた各海岸の海岸漂着物量 × 各海岸の自然系容積割合

[1-2]: [1-1] × 自然系の海岸漂着物の容積比重 (1m³ = 0.18t) 既存調査 (11 事例) の平均値

[1-3]: 現存量調査で得られた各海岸の海岸漂着物量 × 各海岸の人工系容積割合

[1-4]: [1-3] × 人工系漂着物の容積比重 (1m³ = 0.15t) 既存調査 (11 事例) の平均値

[2] : [1-2] + [1-4]

	ごみ全量の 比重	ごみの種類による比重	
		人工物	自然系 (流木・灌木)
山形県酒田市地域 (飛鳥西海岸)	0.27	0.26	0.30
山形県酒田市地域 (赤川河口部)	0.24	0.24	0.24
石川県羽咋市地域	0.29	0.24	0.19
福井県坂井市地域	0.17	0.13	0.23
三重県鳥羽市地域	0.14	0.13	0.14
長崎県対馬市地域 (志多留海岸)	0.17	0.12	0.29
熊本県上天草地域 (桶島海岸)	0.16	0.09	0.16
熊本県苓北町地域 (富岡海岸)	0.13	0.15	0.12
沖縄県石垣市地域 (石垣島)	0.17	0.15	0.21
沖縄県竹富町地域 (西表島)	0.14	0.09	0.23
全モデル (11 海岸)	0.17	0.15	0.18

※出典：環境省「平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会 第 6 回総括検討会」配布資料より抜粋

表 重点区域海岸の設定条件（平成 25 年度）

項目	内容
①海岸漂着物量	海岸漂着物量の多い海岸 （現存量調査の結果による被覆率が高い海岸。ただし、現存量調査対象でない島の場合は、回収実績の有無で判断）
②次のいずれかに該当	海岸利用 海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸 自然環境 ウミガメの産卵・ふ化や海鳥の繁殖などが確認されている海岸
③実施の困難性	海岸へのアクセス性など漂着物の回収に当たっての困難性の評価 （有人島からの距離、陸上からのアクセスや接岸可能な海岸であるかどうかなど）

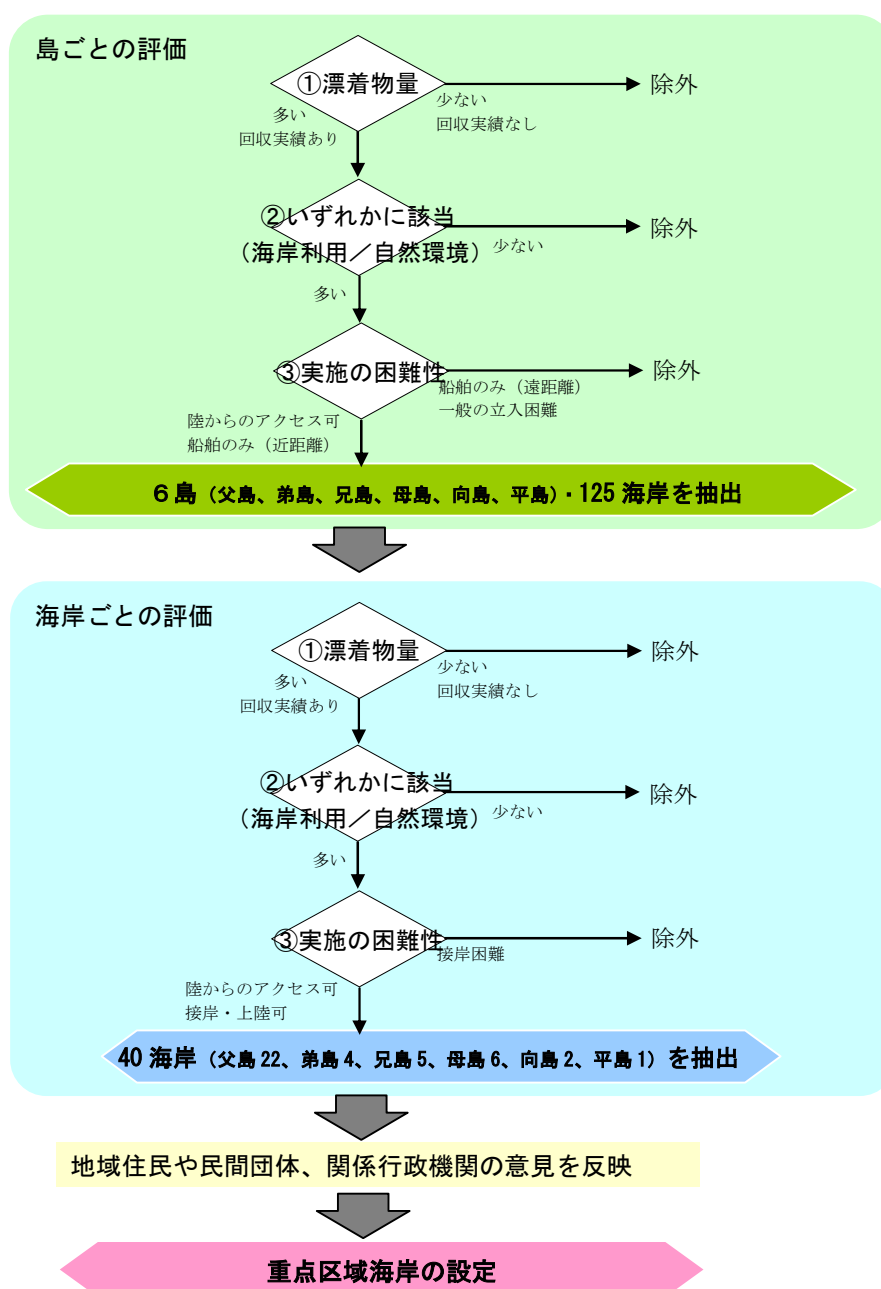


図 重点区域海岸設定の作業フロー（平成 25 年度）

表 島ごとの評価（平成 25 年度）

列島など	島名	①海岸漂着物 量	②いずれかに該当		③実施の 困難性
			海岸利用	自然環境	
賀島列島	賀島 ※	●	△	●	△
	媒島 ※	△	△	△	△
	嫁島 ※	●	△	×	△
父島列島	弟島 ※	●	×	●	●
	兄島 ※	●	●	●	●
	父島 ※	●	●	●	●
	西島	●	△	△	●
	東島	－	×	△	△
	南島	－	●	●	●
母島列島	母島 ※	●	●	●	●
	向島	●	×	●	●
	平島	●	△	●	●
	姉島	●	×	△	△
	妹島	－	×	△	△
	姪島	－	×	△	△
火山列島	北硫黄島	－	×	●	×
	硫黄島	－	×	△	×
	南硫黄島	－	×	●	×
その他	西之島	●	×	●	△
	南鳥島	●	×	●	×
	沖ノ鳥島	－	×	×	×

注) ①海岸漂着物量：

※現存量調査対象の島 ●被覆率の高い海岸が多い △被覆率の高い海岸が少ない

現存量調査対象外の海岸 ●漂着物の回収実績がある －回収実績がない

②海岸利用：海岸利用が ●多い △少ない ×ない

自然環境：海鳥の繁殖やウミガメの産卵が ●多い △少ない ×ない

③実施の困難性： ●陸からアクセスが可能 又は 船舶でのアクセス（近距離）

△船舶でのアクセス（遠距離）×一般の立入禁止

表 事前調査及び重点区域海岸の抽出における島別及び海岸別の内訳（平成 25 年度）

事前調査	島別の内訳	海岸別の内訳
現存量	7 島	1 5 5 海岸
調査の実施箇所	賀島 20、媒島 7、嫁島 6、弟島 7、 兄島 26、父島 50、母島 39	
現地ヒアリング等 によって対策実施が 判明した島（追加）	2 島	3 海岸
	向島 2、平島 1	
合 計	9 島	1 5 8 海岸
	賀島 20、媒島 7、嫁島 6、弟島 7、 兄島 26、父島 50、母島 39、向島 2、平島 1	

重点区域海岸の候補を抽出

抽出のための 評価	島別の内訳	海岸別の内訳
島ごとの 評価結果	6 島	1 2 5 海岸 父島 50、弟島 7、兄島 26、 母島 39、向島 2、平島 1
海岸ごとの 評価結果	父島、弟島、兄島、 母島、向島、平島	4 0 海岸 父島 22、弟島 4、兄島 5、 母島 6、向島 2、平島 1

重点区域海岸 6 島、4 0 海岸の設定

資料 4 令和 6 年度の海岸調査と重点区域海岸の設定

表 重点区域海岸の設定条件（令和 6 年度）

項目	内容
①海岸漂着物量	海岸漂着物量の多い海岸 (現存量調査の結果による被覆率が高い海岸。ただし、現存量調査対象でない島の場合は、回収実績の有無で判断)
②次のいずれかに該当	海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸 ウミガメの産卵・ふ化や海鳥の繁殖などが確認されている海岸
③実施の困難性	海岸へのアクセス性など漂着物の回収に当たっての困難性の評価 (有人島からの距離、陸上からのアクセスや接岸可能な海岸であるかどうかなど)

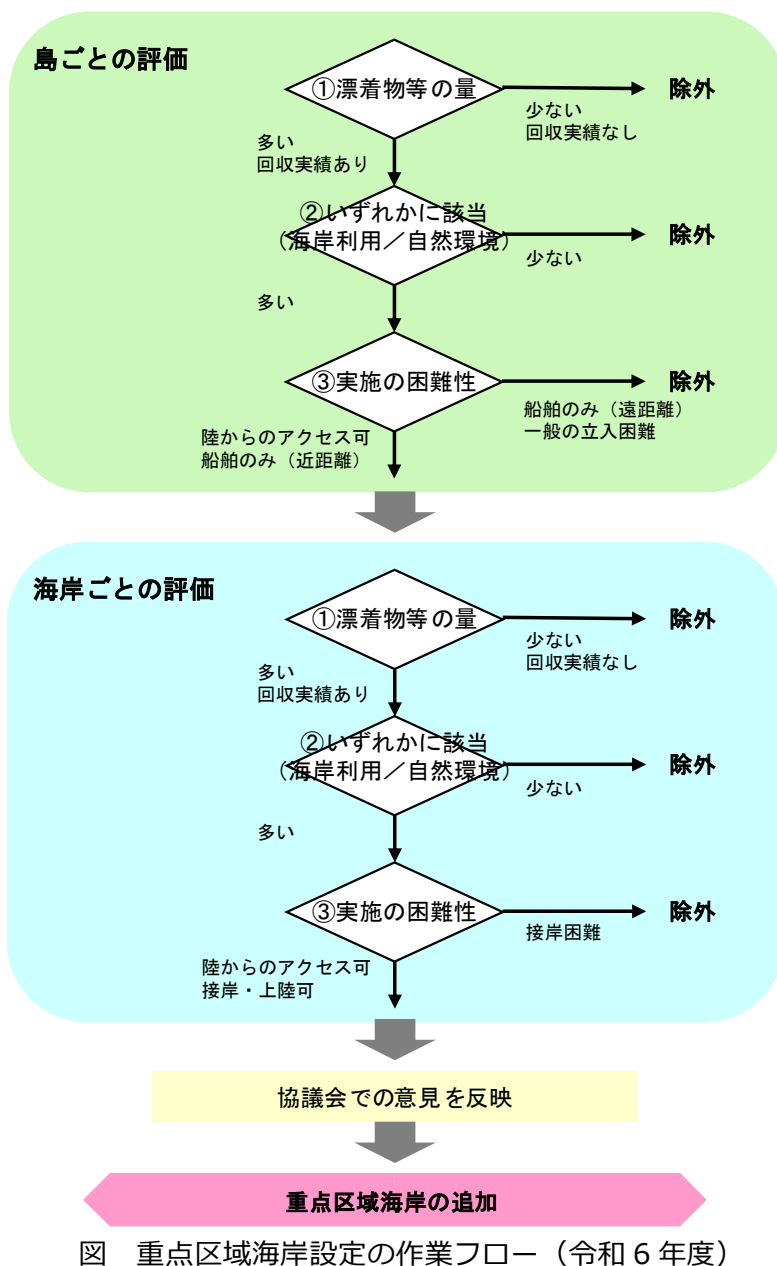
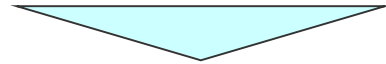


表 事前調査及び重点区域海岸の設定における島別及び海岸別の内訳（令和 6 年度）

現地調査の実施箇所	島別の内訳	海岸別の内訳
調査結果	4 島 聶島、父島、南島、母島	5 海岸 聶島 1、父島 1、南島 1、 母島 2



重点区域海岸 4 島、5 海岸の設定

資料 5 重点区域海岸の一覧表

表 重点区域海岸一覧表

番号	島名	名称	①漂着物量 (被覆率) 注1)	②いずれか に該当注1)		③実施の 困難性	海岸の所管注2)		設定 年度 注3)
				海岸 利用	自然 環境		海岸管理者等	占有者等	
1	賀島	小花浜	Ⅳ	利用	カメ	海から	東京都建設局	林野庁	R6
2	父島	宮之浜	Ⅱ	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
3		大村海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
4		製氷海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局		H25
5		境浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局 林野庁(保安林)		H25
6		二業地	Ⅲ		カメ	陸から		林野庁	H25
7		扇浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	林野庁	H25
8		扇浦西-1	Ⅱ	利用		陸から		林野庁	H25
9		扇浦西-3	Ⅱ		カメ	陸から		林野庁	H25
10		松山	I*		カメ	陸から		林野庁	H25
11		野羊山付け根 南側	I*		カメ	海から		林野庁	H25
12		焼場海岸	Ⅱ	利用	カメ	陸から		林野庁	H25
13		コベペビーチ	I*	利用	カメ	陸から		林野庁	H25
14		小港海岸	I*	利用	カメ	陸から		林野庁	H25
15		オ二海岸	Ⅱ			陸から	林野庁(保安林)		H25
16		ブタ海岸	Ⅱ	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
17		西海岸	Ⅲ		カメ	海から	東京都建設局		H25
18		中海岸	Ⅲ		カメ	海から	東京都建設局		H25
19		東海岸	Ⅱ		カメ	海から		林野庁	H25
20		石浦	Ⅲ		カメ	陸から		林野庁	H25
21		初寝浦	Ⅱ	利用	カメ	陸から	林野庁(保安林)		H25
22		北初寝浦	Ⅱ	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
23		釣浜	Ⅲ	利用		陸から	東京都建設局		H25
24		ジョンビーチ	Ⅲ	利用	カメ	海から	東京都建設局		R6
25	弟島	広根崎	Ⅱ		カメ	海から		林野庁	H25
26		黒浜	Ⅱ		カメ	海から	東京都建設局		H25
27		西海岸	Ⅱ		カメ	海から	東京都建設局		H25
28		東海岸	Ⅱ		カメ	海から		林野庁	H25
29	兄島	ウグイス浜	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25
30		滝之浦	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25
31		キャベツビー チ	I*	利用		海から		林野庁	H25
32		タマナビーチ	I*	利用	カメ	海から		林野庁	H25
33		万作浜	Ⅱ	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25
34	南島	鮫池	I**	利用	海鳥	海から		林野庁	R6

番号	島名	名称	①漂着物量 (被覆率) 注1)	②いずれか に該当 注1)		③実施の 困難性	海岸の所管 ^{注2)}		設定 年度 注3)
				海岸 利用	自然 環境		海岸管理者等	占有者等	
35	母島	脇浜	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局		H25
36		前浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
37		御幸之浜	II	利用		陸から	林野庁(保安林)		H25
38		南京浜	III	利用		陸から	林野庁(保安林)		H25
39		東港	IV	利用 ***		陸から	東京都港湾局		H25
40		北港	I*	利用		陸から	東京都港湾局		H25
41		ワイビーチ	III	利用	カメ	海から		林野庁	R6
42	向島	南崎	II	利用		海から		林野庁	R6
43		小湊	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25
44	平島	コペペ浜	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25
45		北西部の浜	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25

注1) ① 海岸漂着物量：平成22年調査結果（一部海岸については、令和6年に実施した追加調査の結果）を表す。海岸漂着物量の評価区分（P10参照）におけるランクⅡ以上を被覆率が多いとして扱った。なお*は、被覆率がⅠであったが、海岸漂着物等の回収実績が確認されたため、被覆率が多い海岸として扱った。また、**は、被覆率がⅠであったが、現地調査及び令和6年に実施したヒアリングにより、漂流ごみが蓄積する場合があることが確認されている。

② 海岸利用：利用（海岸利用が多いことを表す。）なお***は、平成25年度計画策定時の意見交換会での意見による。

自然環境：カメ（ウミガメの産卵が確認されていることを表す。）

（認定特定非営利活動法人エバーラスティング・ネイチャーより提供）

海鳥（海鳥の繁殖が確認されていることを表す。）

（「南島自然環境調査過年度調査結果とりまとめ報告書」（令和5年3月、東京都小笠原支庁）より作成）

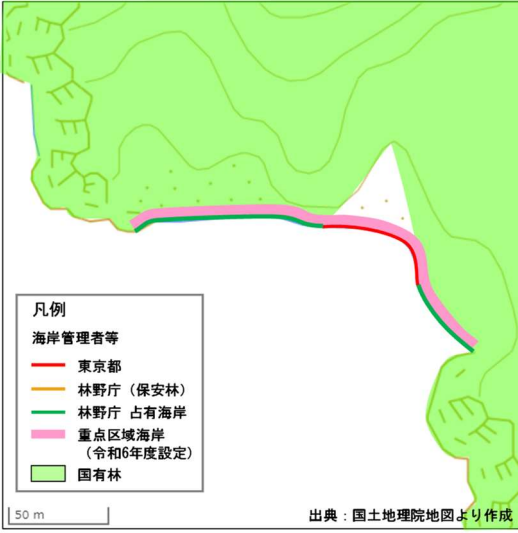
注2) 海岸の所管：東京都…海岸管理者等は東京都の該当局

保安林…林野庁が管理する国有保安林

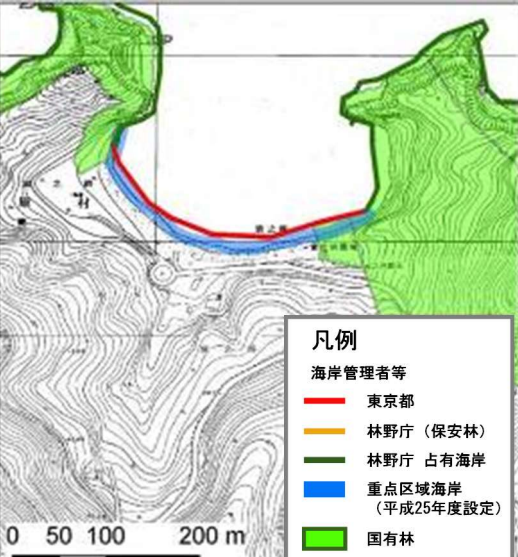
林野庁…保安林以外の国有林（海岸の土地の占有者）

資料 6 個票 重点区域海岸の概要

No	1	名称	小花浜	島名	賀島
海岸管理者等			東京都建設局	被覆率	Ⅳ
土地の占有者			林野庁	設定年度	令和 6 年度
漂着物対策実施主体					
概要			幅約 50m、長さ 100m の砂浜－サンゴ浜。		

現況写真	エリア
	 凡例 海岸管理者等 — 東京都 — 林野庁 (保安林) — 林野庁 占有海岸 — 重点区域海岸 (令和6年度設定) — 国有林 50 m 出典：国土地理院地図より作成

No	2	名称	宮之浜	島名	父島
海岸管理者等		東京都建設局		被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、（小笠原村観光協会）				
概要	長さ 450m、幅 5mの海岸。海に向かって右側の海岸（写真奥）が砂浜になっており、左側はゴロタ浜となっている。				

現況写真	エリア
	 凡例 海岸管理者等 — 東京都 — 林野庁 (保安林) — 林野庁 占有海岸 — 重点区域海岸 (平成25年度設定) — 国有林 0 50 100 200 m

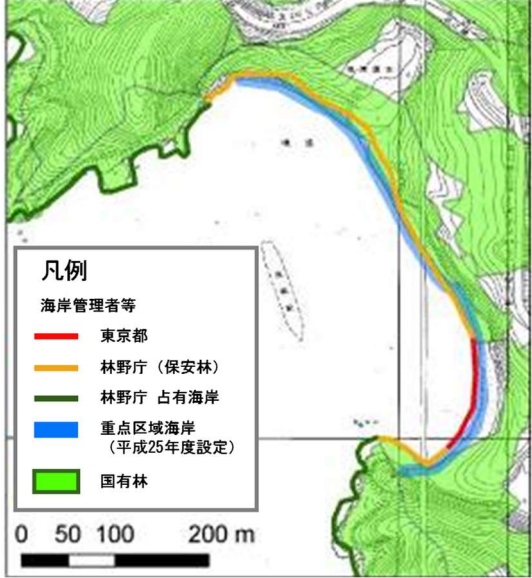
No	3	名称	大村海岸	島名	父島
海岸管理者等		東京都建設局		被覆率	I
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		小笠原村商工会、自衛隊、（小笠原村観光協会）、小笠原スキューバー・ダイビング安全対策協議会			
概要		幅約 15m、長さ約 400m のサンゴ浜。			

現況写真	エリア
	

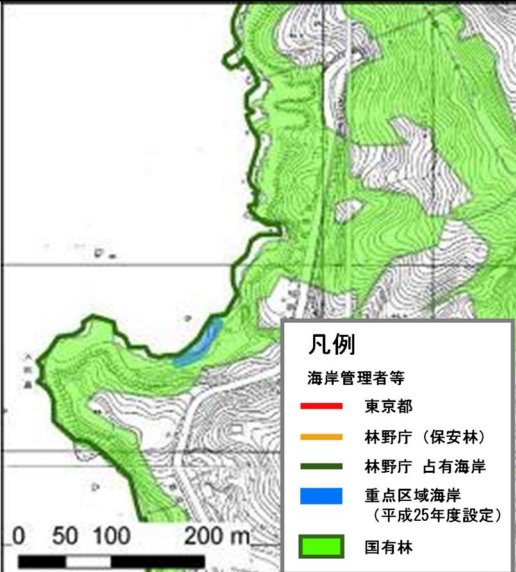
No	4	名称	製氷海岸	島名	父島
海岸管理者等	東京都港湾局			被覆率	I
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、小笠原小学校・中学校				
概要	幅約 3m、長さ約 400m のサンゴ浜。				

現況写真	エリア
	

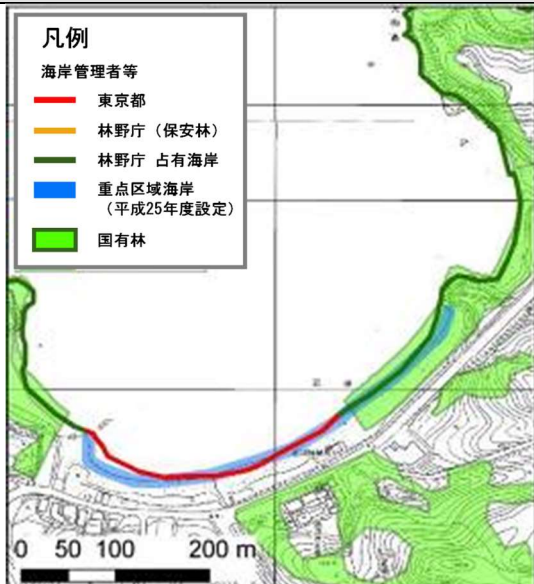
No	5	名称	境浦	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局・林野庁（保安林）			被覆率	I
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、（小笠原村観光協会）、NPO 小笠原クラブ				
概要	幅約 15m、長さ約 600m の非常に長い砂浜・サンゴ浜。				

現況写真	エリア
  	

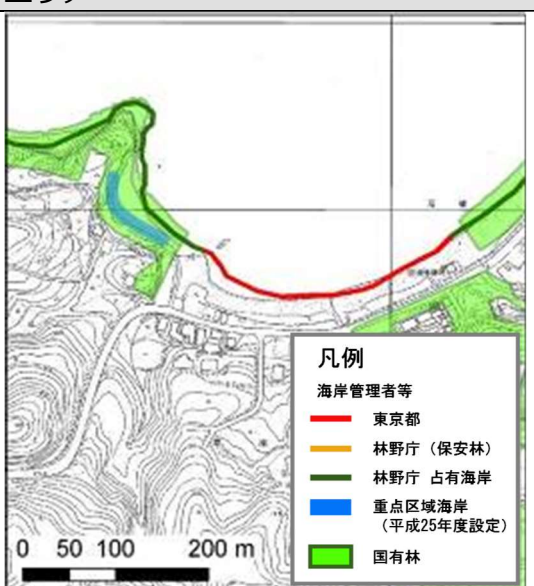
No	6	名称	二業地	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	Ⅲ
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		環境省			
概要		奥行き約 8m、長さ約 40m の砂浜。			

現況写真	エリア
  	

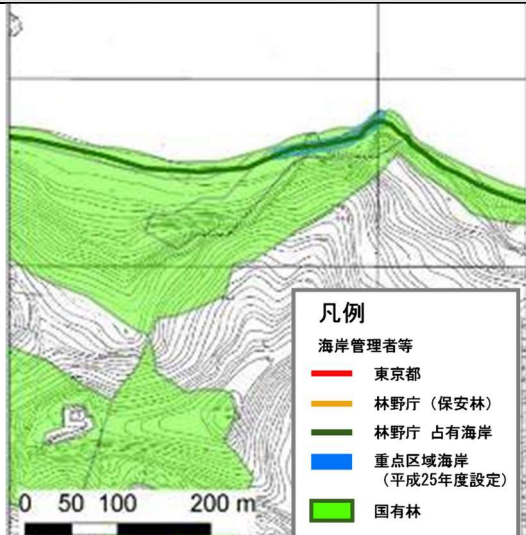
No	7	名称	扇浦	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局			被覆率	I
土地の占有者	林野庁			設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	(小笠原村観光協会)、NPO 小笠原クラブ				
概要	幅約 10m、長さ約 600m の砂浜。				

現況写真	エリア
	

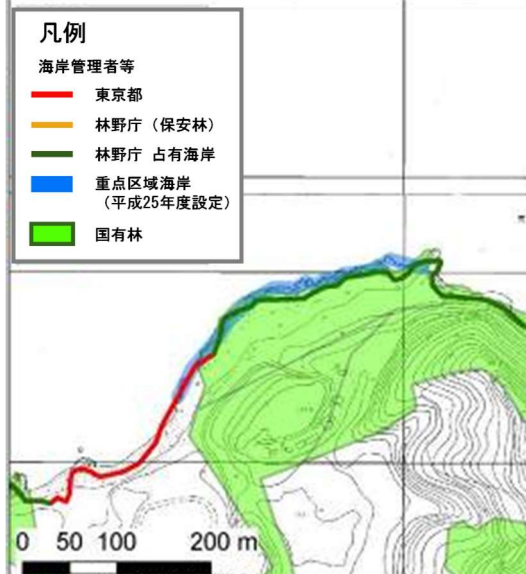
No	8	名称	扇浦西-1	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	Ⅱ
土地の占有者	林野庁			設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約 5m、長さ約 50m のゴロタ浜－砂浜。海岸は小さいが、ゴミはやや多い。				

現況写真	エリア
	

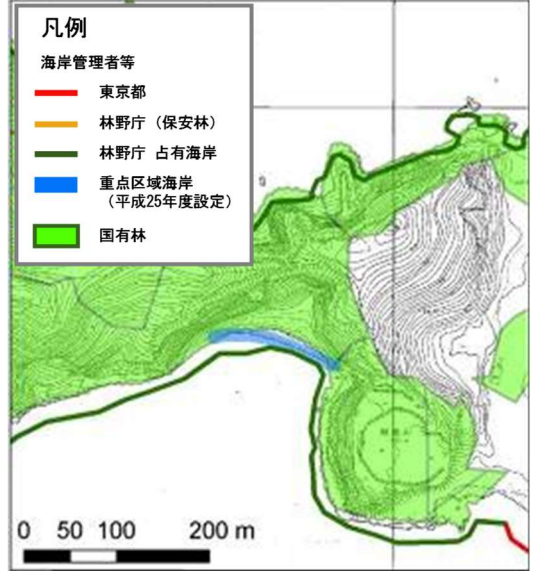
No	9	名称	扇浦西-3	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	Ⅱ
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体					
概要		奥行き約 15m、長さ約 30m のゴロタ浜。倒木が多い。			

現況写真	エリア
	 凡例 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁（保安林） - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸（平成25年度設定） - 国有林

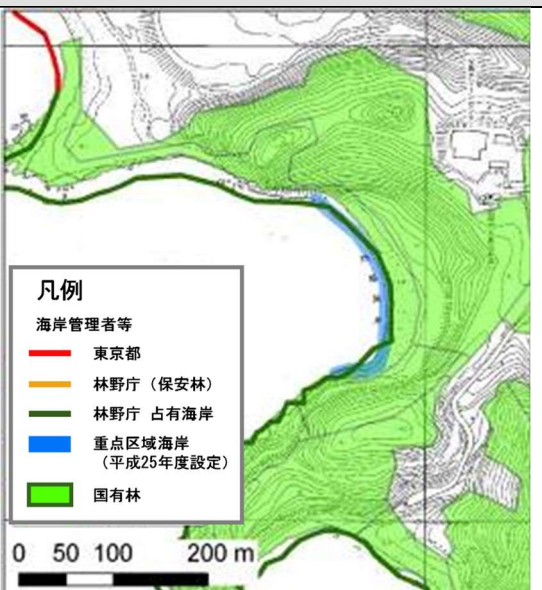
No	10	名称	松山	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	I
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		環境省			
概要		幅約 15m、長さ約 300 m のゴロタ－磯浜。海に向かって右岸は岩石が多い磯地形になっている。			

現況写真	エリア
	 凡例 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁（保安林） - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸（平成25年度設定） - 国有林

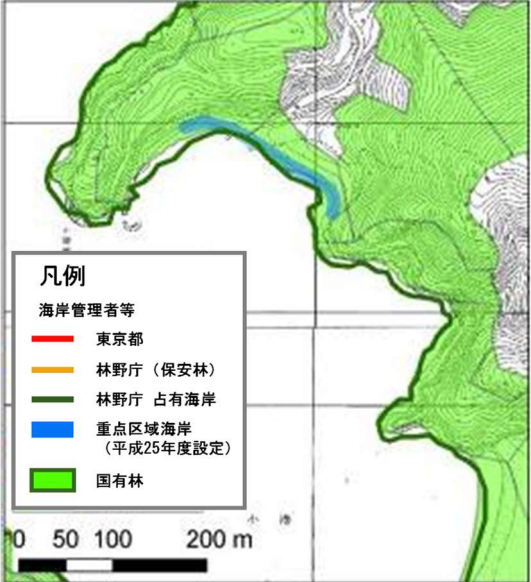
No	11	名称	野羊山付け根南側	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	I
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		環境省、小笠原村商工会			
概要		三方を崖に囲まれている長さ約 100m、奥行き約 15m のゴロター砂浜海岸。			

現況写真	エリア
	

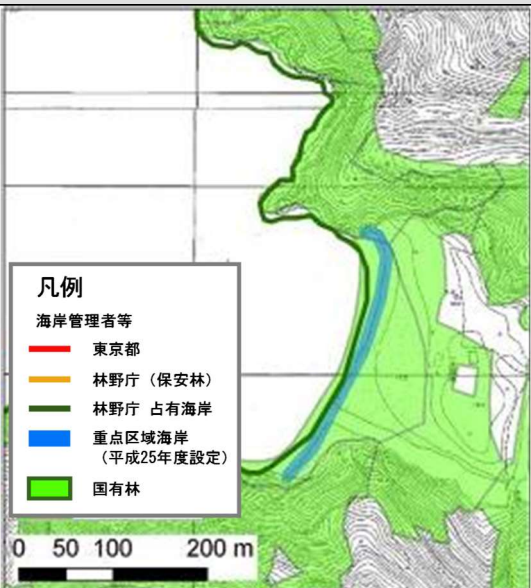
No	12	名称	焼場海岸	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	II
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		サーファー団体			
概要		幅約 10m、長さ約 150m のゴロタ浜。			

現況写真	エリア
	

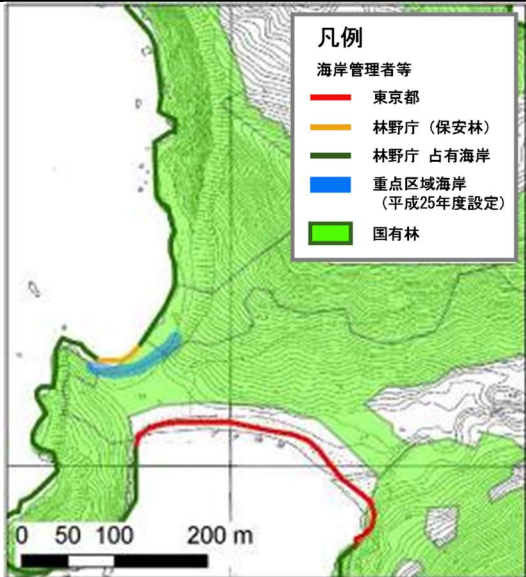
No	13	名称	コペペビーチ	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	I
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		観光客・散策利用者等			
概要		幅約 10m、長さ約 100m の砂浜。漂着物はほとんど無い。			

現況写真	エリア
	

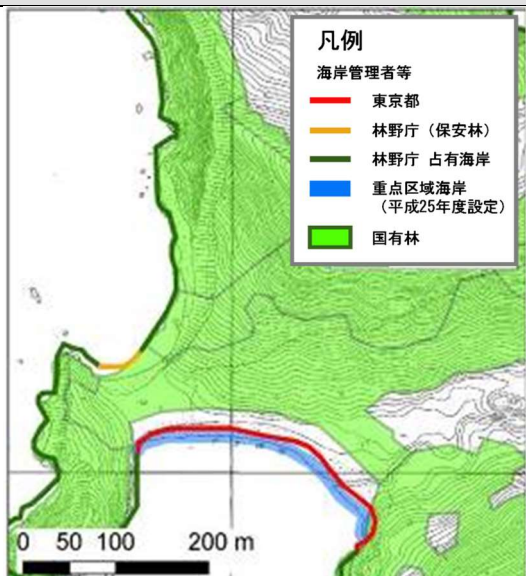
No	14	名称	小港海岸	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	I
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		小笠原村商工会・環境省			
概要		幅約 25m、長さ約 350m の砂浜。漂着物はほとんど無い。			

現況写真	エリア
	

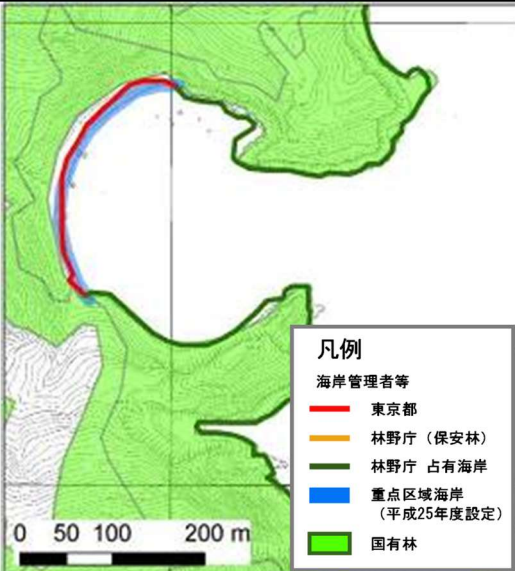
No	15	名称	才二海岸	島名	父島
海岸管理者等	林野庁（保安林）			被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体					
概要	幅約 15m、長さ 100m のゴロタ浜海岸。				

現況写真	エリア
	 凡例 - 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁（保安林） - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸（平成25年度設定） - 国有林

No	16	名称	ブタ海岸	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局			被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体					
概要	幅約 20m、長さ約 200m の砂浜海岸。砂浜の両岸は岸壁である。				

現況写真	エリア
	 凡例 - 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁（保安林） - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸（平成25年度設定） - 国有林

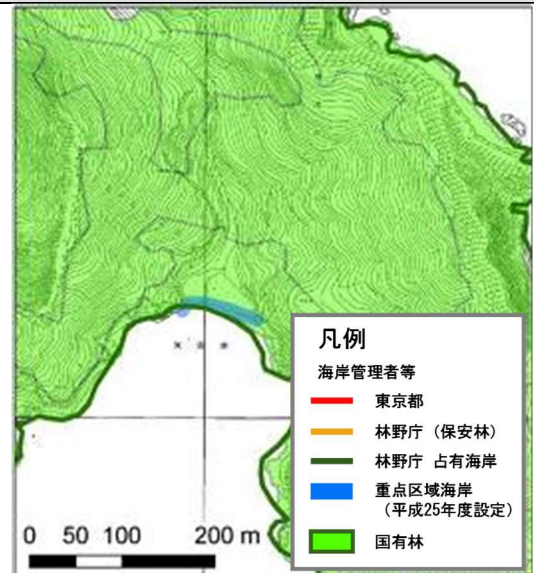
No	17	名称	西海岸	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局			被覆率	Ⅲ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	環境省				
概要	幅約 15m、長さ約 120m のゴロタ浜。比較的、漂着物が多い。				

現況写真	エリア
	 凡例 - 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁 (保安林) - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸 (平成25年度設定) - 国有林

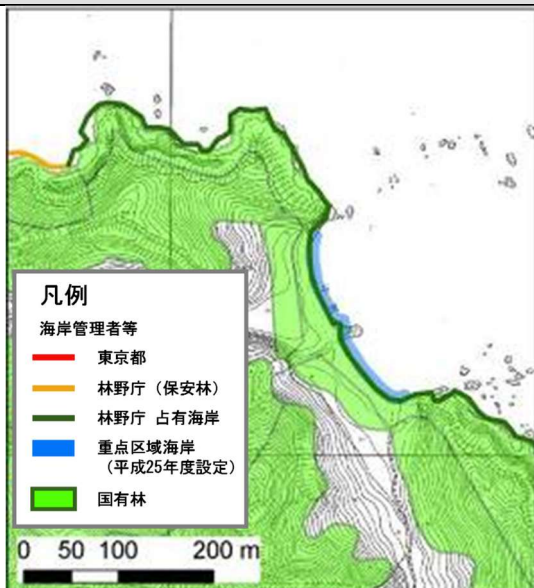
No	18	名称	中海岸	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局			被覆率	Ⅲ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	環境省、NPO 小笠原野生生物研究会				
概要	幅約 15m、長さ約 50m のゴロタ浜。海岸の奥部に流木などのゴミがたまっている。				

現況写真	エリア
	 凡例 - 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁 (保安林) - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸 (平成25年度設定) - 国有林

No	19	名称	東海岸	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	Ⅱ
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		東京都産業労働局、環境省、NPO 小笠原野生生物研究会			
概要		幅約 10m、長さ約 100m のゴロタ浜。海に向かって右側の海岸に比較的多くのゴミが存在している。			

現況写真	エリア
	

No	20	名称	石浦	島名	父島
海岸管理者等				被覆率	Ⅲ
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		環境省			
概要		長さ約 200m、幅約 10mのゴロターサンゴ浜。流木やブイなどが海岸だけでなく背後の植生の中にも打ち上がっている。			

現況写真	エリア
	

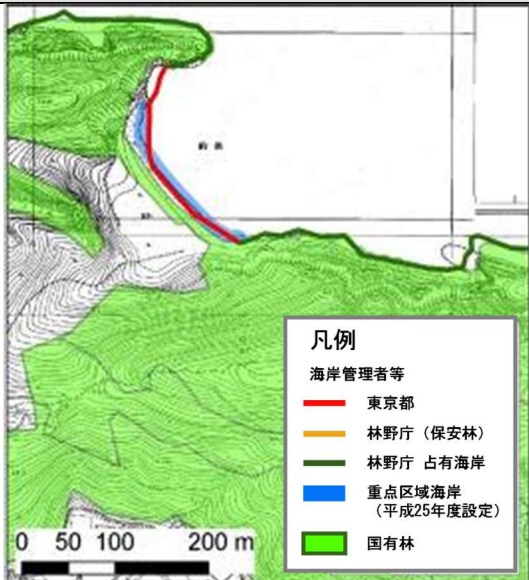
No	21	名称	初寝浦	島名	父島
海岸管理者等	林野庁（保安林）			被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	環境省・サーファー団体				
概要	幅約 15m、長さ約 300m の砂浜。				

現況写真	エリア
	

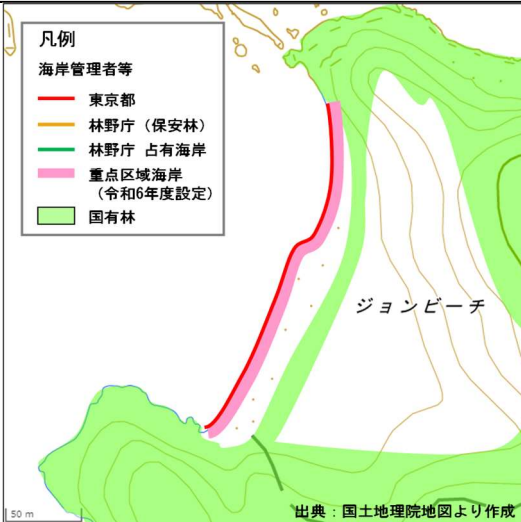
No	22	名称	北初寝浦	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局			被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局、環境省				
概要	幅約 10m、長さ約 100m の砂浜－ゴロタ浜。				

現況写真	エリア
	

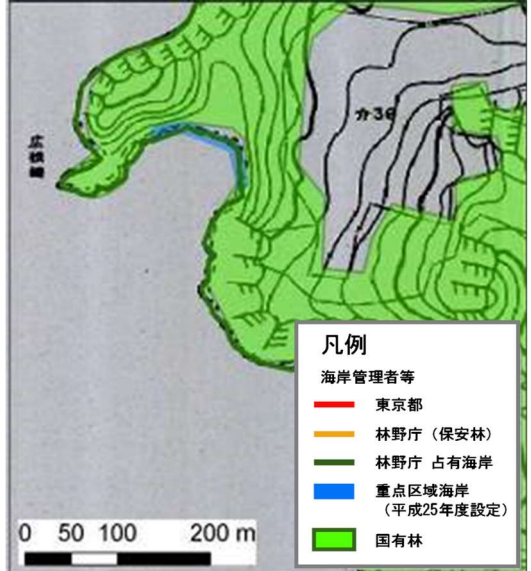
No	23	名称	釣浜	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局			被覆率	Ⅲ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原村商工会、NPO 小笠原クラブ、修学旅行生				
概要	両側を崖に囲まれた長さ 200m、奥行き 4mのゴロタ浜。流木などの自然系のごみが大量に存在している。				

現況写真	エリア
	

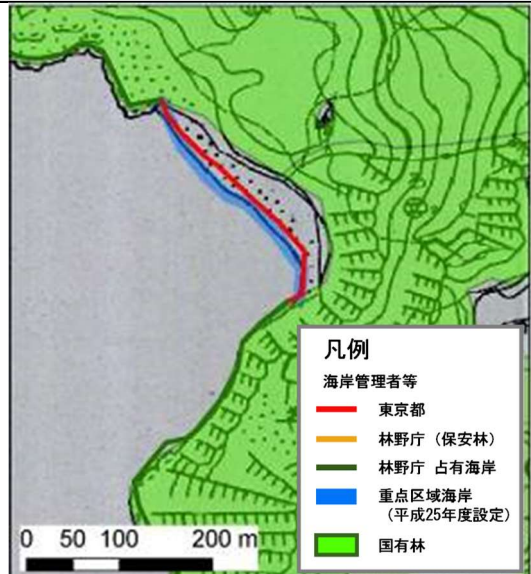
No	24	名称	ジョンビーチ	島名	父島
海岸管理者等	東京都建設局			被覆率	Ⅲ
土地の占有者				設定年度	令和 6 年度
漂着物対策実施主体					
概要	幅約 20 m、長さ 192 m のゴロタ浜－砂浜。				

現況写真	エリア
	

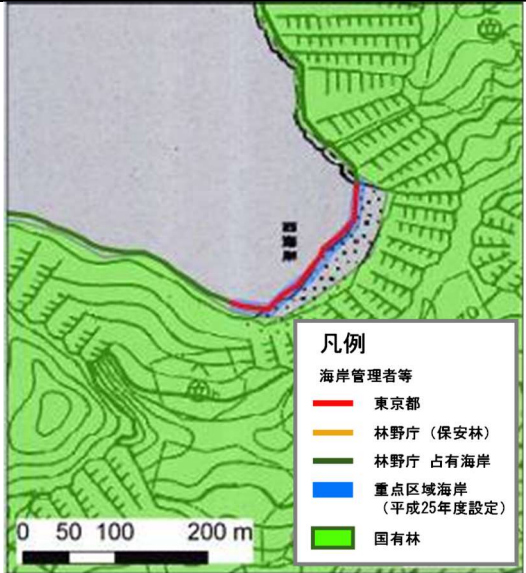
No	25	名称	広根崎	島名	弟島
管理者等				被覆率	Ⅱ
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体					
概要		奥行き約 20m、長さ約 20m の砂浜。			

現況写真	エリア
	

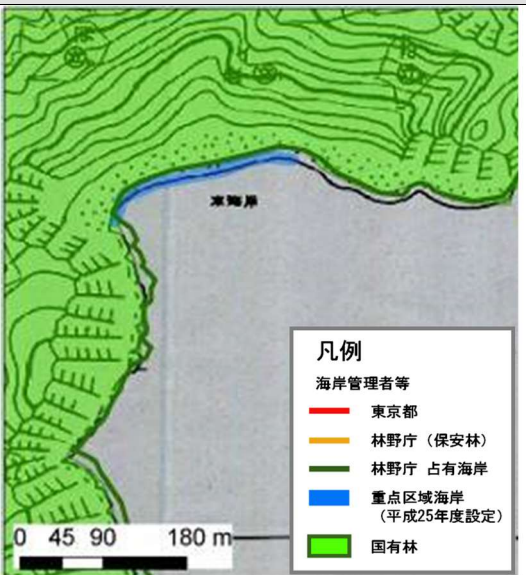
No	26	名称	黒浜	島名	弟島
管理者等		東京都建設局		被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		東京都産業労働局			
概要		奥行き約 10－20m、長さ約 200m の砂浜－ゴロタ浜。長さ 100m 程度の海岸が磯をはさみ 2 つ並んでいる。			

現況写真	エリア
	

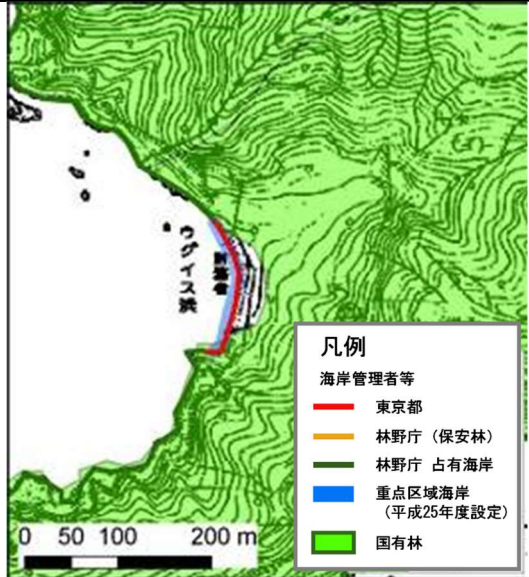
No	27	名称	西海岸	島名	弟島
管理者等	東京都建設局			被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約 15m、長さ約 120m の砂浜				

現況写真	エリア
	

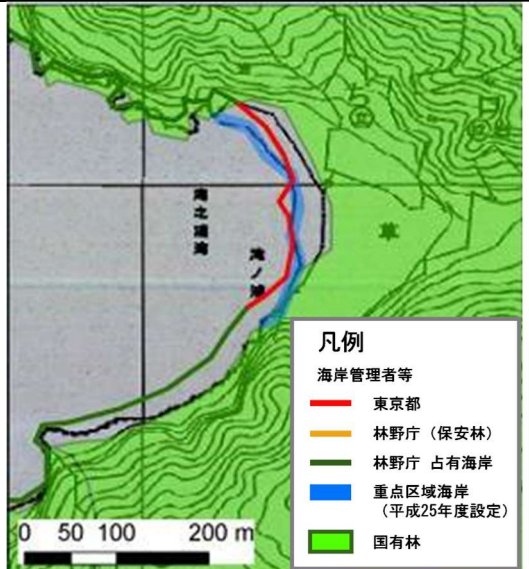
No	28	名称	東海岸	島名	弟島
管理者等				被覆率	Ⅱ
土地の占有者	林野庁			設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約 10m、長さ約 100m の砂浜海岸。				

現況写真	エリア
	

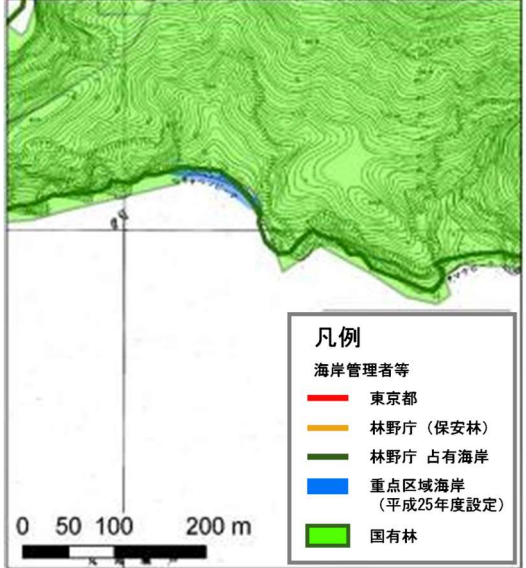
No	29	名称	ウグイス浜	島名	兄島
管理者等	東京都建設局			被覆率	I
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局、NPO 小笠原野生生物研究会				
概要	奥行き約 15m、長さ約 150m の砂浜。ゴミは比較的少ない。				

現況写真	エリア
	

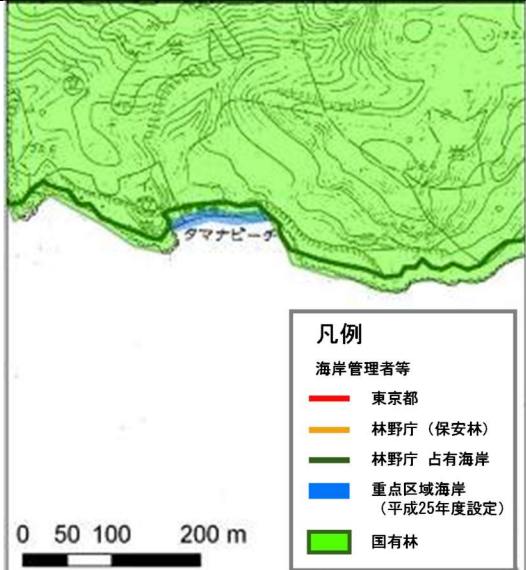
No	30	名称	滝之浦	島名	兄島
管理者等	東京都建設局			被覆率	I
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	NPO 小笠原野生生物研究会、環境省、小笠原高校				
概要	長さ約 200m、奥行き 15mの砂浜－ゴロタ浜。漂着物はあまり見当たらないが、防波堤が崩れたと思われるガレキ等は多く存在する。				

現況写真	エリア
	

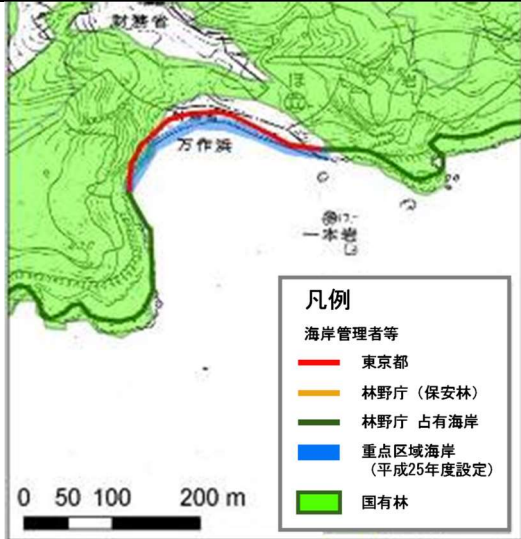
No	31	名称	キャベツビーチ	島名	兄島
管理者等				被覆率	I
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		NPO 小笠原野生生物研究会、環境省			
概要		奥行き約 3m、長さ約 50 m のゴロタ浜。ゴミはあまりない海岸である。			

現況写真	エリア
	 凡例 - 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁 (保安林) - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸 (平成25年度設定) - 国有林

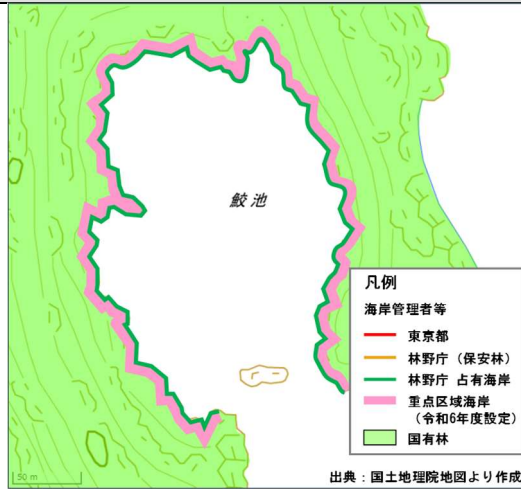
No	32	名称	タマナビーチ	島名	兄島
管理者等				被覆率	I
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		環境省			
概要		奥行き 5m、長さ 25mの砂浜。ゴミはほとんどない。			

現況写真	エリア
	 凡例 - 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁 (保安林) - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸 (平成25年度設定) - 国有林

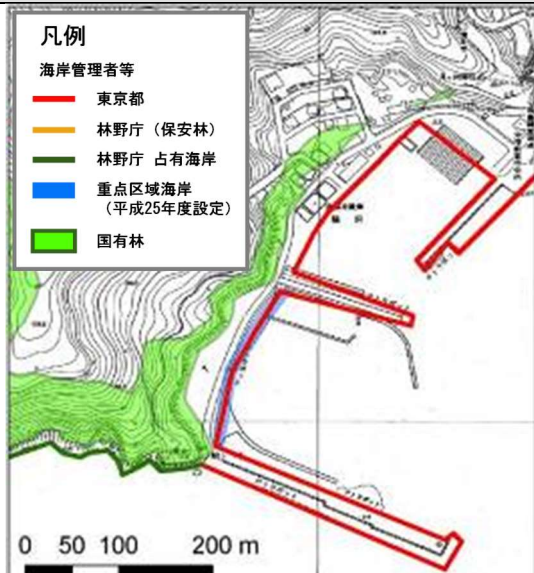
No	33	名称	万作浜	島名	兄島
管理者等	東京都建設局			被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	東京都産業労働局、NPO 小笠原野生生物研究会、環境省				
概要	奥行き約 8m、長さ 50m の砂浜－ゴロタ浜海岸。				

現況写真	エリア
  	 凡例 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁（保安林） - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸（平成25年度設定） - 国有林

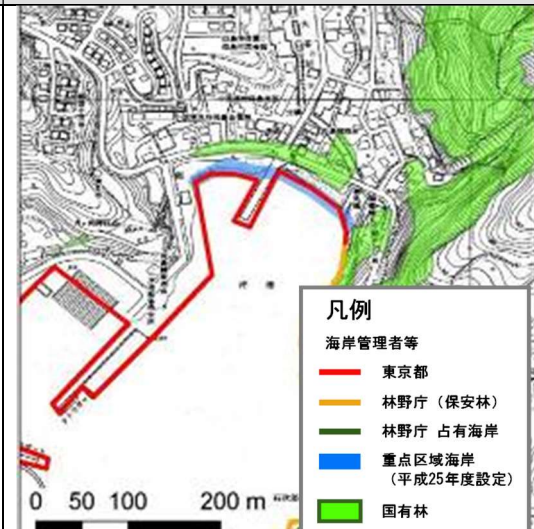
No	34	名称	鯨池	島名	南島
管理者等				被覆率	I
土地の占有者	林野庁			設定年度	令和 6 年度
漂着物対策実施主体					
概要	南向きの岩状の湾。漂流ごみが蓄積する場合がある。				

現況写真	エリア
	 凡例 海岸管理者等 - 東京都 - 林野庁（保安林） - 林野庁 占有海岸 - 重点区域海岸（令和6年度設定） - 国有林 出典：国土地理院地図より作成

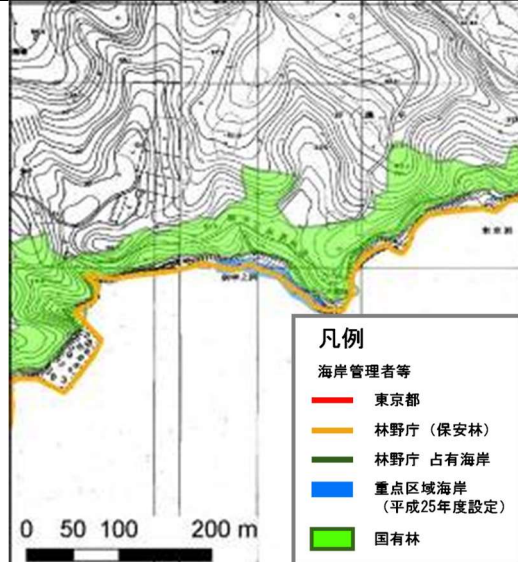
No	35	名称	脇浜	島名	母島
管理者等	東京都港湾局			被覆率	I
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会				
概要	沖港の防波堤内にある脇浜なぎさ公園の砂浜。ウミガメ産卵場が隣接し、奥行き約 40m、長さ約 130m。海水浴やスノーケリングに利用され、ゴミは少ない。				

現況写真	エリア
	

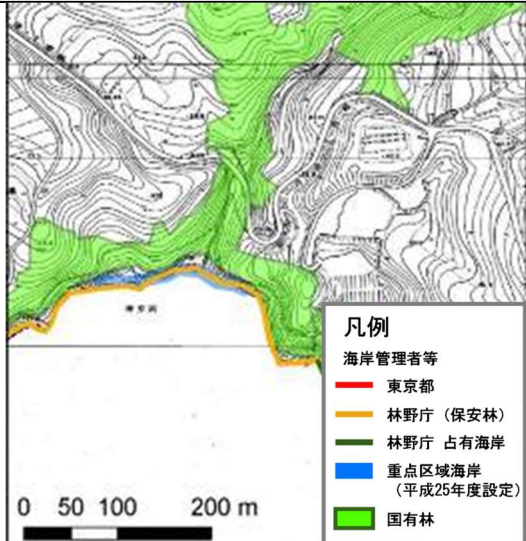
No	36	名称	前浜	島名	母島
管理者等	東京都建設局			被覆率	II
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会、母島小・中学校				
概要	沖港の湾奥に位置する奥行き約 15m、長さ約 120m の砂浜海岸。海に向かって右側の海岸はゴロタ浜になっている。				

現況写真	エリア
	

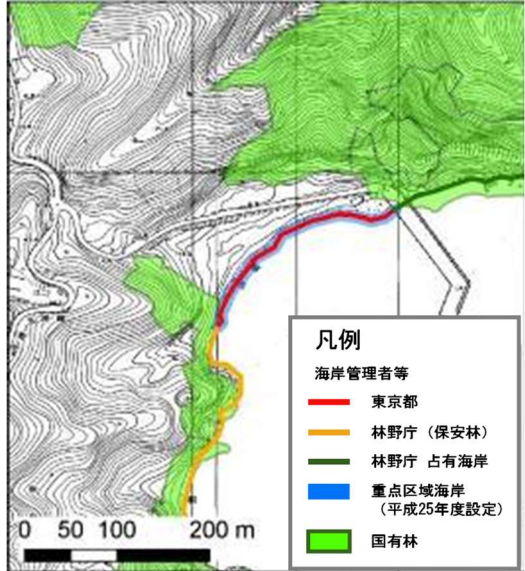
No	37	名称	御幸之浜	島名	母島
管理者等	林野庁（保安林）			被覆率	Ⅱ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会				
概要	奥行き約 20m、長さ約 80m のゴロタ浜。両岸は崖地で岩石が多い。人工系ゴミは比較的少なく、流木等の自然系ゴミが多い。				

現況写真	エリア
	

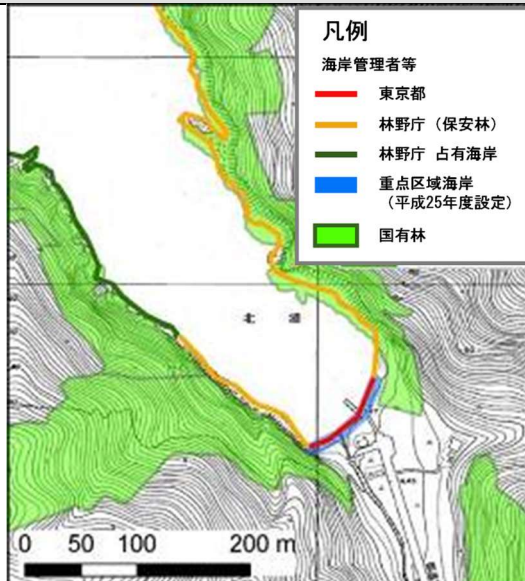
No	38	名称	南京浜	島名	母島
管理者等	林野庁（保安林）			被覆率	Ⅲ
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会				
概要	小河川の河口部にあたり、汀線では長さ約 40m、陸側では長さ約 10m と陸側に狭まるゴロタ海岸で、奥行きは最長で約 30m。陸側の狭小部分にゴミが多い。				

現況写真	エリア
	

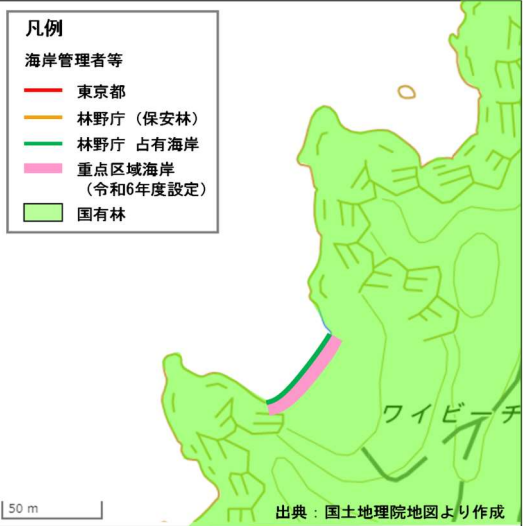
No	39	名称	東港	島名	母島
管理者等	東京都港湾局			被覆率	IV
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体					
概要	奥行き約 3m、長さ約 100m のゴロタ浜。海岸がほとんどゴミで覆われており、また、背後の植生の中にもゴミが存在している。				

現況写真	エリア
	

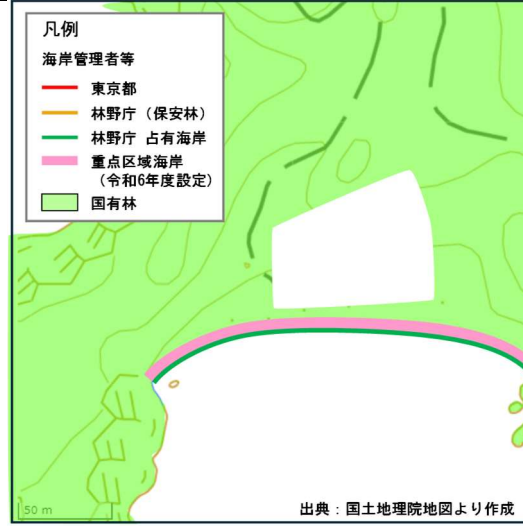
No	40	名称	北港	島名	母島
管理者等	東京都港湾局			被覆率	I
土地の占有者				設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体	小笠原母島観光協会				
概要	北向きの湾奥に位置する奥行き 10～15m、長さ約 100m の円弧状のゴロタ浜。住民による海岸清掃がよく行われている。				

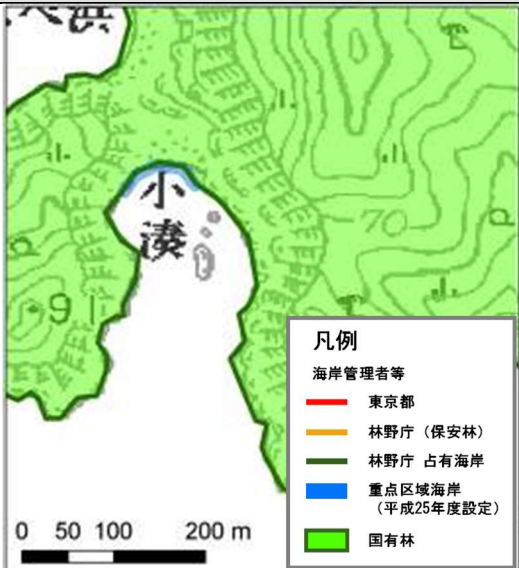
現況写真	エリア
	

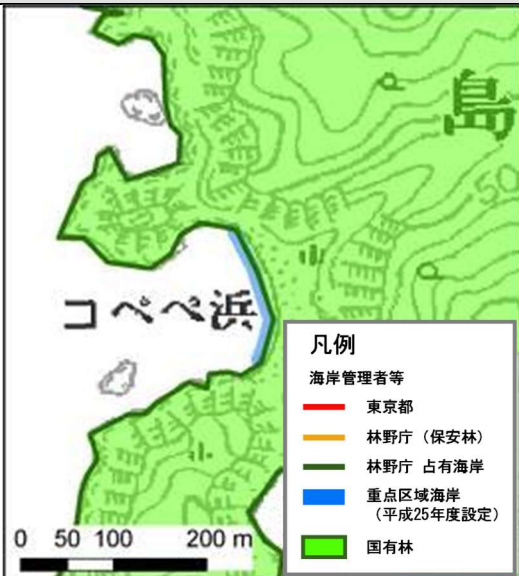
No	41	名称	ワイビーチ	島名	母島
海岸管理者等				被覆率	Ⅱ
土地の占有者		林野庁		設定年度	令和6年度
漂着物対策実施主体					
概要			幅約 30 m、長さ 50m のゴロタ浜－砂浜。		

現況写真	エリア
	

No	42	名称	南崎	島名	母島
海岸管理者等				被覆率	Ⅱ
土地の占有者		林野庁		設定年度	令和6年度
漂着物対策実施主体					
概要			幅約 10 m、長さ約 190 m のゴロタ浜－サンゴ浜。		

現況写真	エリア
	

No	43	名称	小湊	島名	向島
管理者等				被覆率	実績あり
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		東京都産業労働局			
概要					
現況写真			エリア		
なし					

No	44	名称	コペペ浜	島名	向島
管理者等				被覆率	実績あり
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		東京都産業労働局			
概要					
現況写真			エリア		
なし					

No	45	名称	北西部の浜	島名	平島
管理者等				被覆率	実績あり
土地の占有者		林野庁		設定年度	平成 25 年度
漂着物対策実施主体		東京都産業労働局			
概要					
現況写真				エリア	
なし				